

動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第8改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

（方向指示器）

**第59条**（略）

2（略）

3 方向指示器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第41条第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第8改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

（非常点滅表示灯）

**第61条**（略）

2 非常点滅表示灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第41条の3第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第8改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

（緊急制動表示灯）

**第61条の2**（略）

2 緊急制動表示灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第41条の4第4項の告示で定める基準は、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第8改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

（方向指示器）

**第59条**（略）

2（略）

3 方向指示器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第41条第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

（非常点滅表示灯）

**第61条**（略）

2 非常点滅表示灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第41条の3第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

（緊急制動表示灯）

**第61条の2**（略）

2 緊急制動表示灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第41条の4第4項の告示で定める基準は、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

(後面衝突警告表示灯)

**第61条の3** (略)

2 後面衝突警告表示灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第41条の5第4項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第8改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

(その他の灯火等の制限)

**第62条** (略)

2 (略)

3 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。

一～四 (略)

五 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の方向幕灯及び行先等を連続表示する電光表示器

六 (略)

七 その構造が次のいずれかに該当する作業灯その他の走行中に使用しない灯火

イ (略)

ロ 運転者席において点灯状態を確認できる装置を備えたもの（走行装置に動力を伝達することができる状態においてのみ点灯できる構造を有するものを除く。）

八・九 (略)

4・5 (略)

6 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火または光度が増減する灯火（色度が変わることにより視感度が変わる灯火を含む。）を備えてはならない。

一～十六 (略)

十七 路線を定めて定期に運行する一般乗合旅客自動車運送事業用自動車及び一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える旅客が乗降中であることを後方に表示する電光表示器

十八～二十 (略)

7～13 (略)

(車線逸脱警報装置)

**第67条の2** (略)

2 保安基準第43条の6の告示で定める自動車は、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な装備を有する自動車とする。

(後写鏡等)

**第68条** 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備える後方等確認装置の運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第1項ただし書の告示で定める基準は、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第4改訂版の規則6.2.、6.3.及び16.（16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.まで及び16.2.3.の規定を除く。）に限る。）に定める基準とする。

(後面衝突警告表示灯)

**第61条の3** (略)

2 後面衝突警告表示灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第41条の5第4項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第7改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

(その他の灯火等の制限)

**第62条** (略)

2 (略)

3 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。

一～四 (略)

五 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の方向幕灯

六 (略)

七 その構造が次のいずれかに該当する作業灯その他の走行中に使用しない灯火

イ (略)

ロ 運転者席において点灯状態を確認できる装置を備えたもの

八・九 (略)

4・5 (略)

6 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火または光度が増減する灯火（色度が変わることにより視感度が変わる灯火を含む。）を備えてはならない。

一～十六 (略)

十七 路線を定めて定期に運行する一般乗合旅客自動車運送事業用自動車及び一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える乗客が乗降中であることを後方に表示する電光表示器

十八～二十 (略)

7～13 (略)

(車線逸脱警報装置)

**第67条の2** (略)

(新設)

(後写鏡等)

**第68条** 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備える後方等確認装置の運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第1項ただし書の告示で定める基準は、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第3改訂版の規則6.2.、6.3.及び16.（16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.まで及び16.2.3.の規定を除く。）に限る。）に定める基準とする。

2 自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の外側線付近の交通状況を確認できるものを除く。以下、本条において同じ。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡の当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 次号に掲げる自動車以外の自動車に備える後写鏡にあつては、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第4改訂版の規則6.1.及び6.3.に限る。）に定める基準。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあつては、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第4改訂版の規則6.1.1.2.(a)、6.1.1.3.及び6.1.1.5.の規定（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のものにあつては規則6.1.1.3.及び6.1.1.5.の規定）に限る。）に定める基準は適用しないものとし、同規則第4改訂版補足第4改訂版の規則6.1.2.4.2.の規定中「1200mm」とあるのは「600mm」と、同規則第4改訂版補足第4改訂版の規則6.3.1.1.の規定中「2m以上」とあるのは「1.8m超」とそれぞれ読み替えるものとする。

二 (略)

3 (略)

4 後方等確認装置及び後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第4項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 第1項の後方等確認装置にあつては、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第4改訂版の規則15.、16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.まで及び16.2.3.に限る。）に定める基準。

二 第2項の後写鏡（カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びに最高速度20km/h未満の自動車に備えるものを除く。）にあつては、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第4改訂版の規則15.に限る。）に定める基準。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあつては、次のとおりとする。

イ 協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第4改訂版の規則12.1.に限る。）に定める基準アイポイントは、別添81「直前直左確認鏡の技術基準」2.2.とすることができる。同別添4.3.のアイポイントの伸び上がり補正を行うことができる。

ロ 協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第4改訂版の規則15.2.4.1.から15.2.4.6.までに限る。）の規定にかかわらず、当該規定に規定する視界範囲を、直接、後方等確認装置若しくは後写鏡又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。

ハ 協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第4改訂版の規則15.2.4.4.に限る。）の規定にかかわらず、同規則15.2.4.2.中「1m」を「2m」に、「5m」を「10m」に読み替えた視界範囲を後方等確認装置若しくは後写鏡又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。

ニ 協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第4改訂版の規則15.2.4.5.及び15.2.4.6.に限る。）の規定にかかわらず、別添81「直前直左確認鏡の技術基準」4.2.で定める視界範囲を確認できる後写鏡を備える自動車（貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が7.5tを超えるものに限る。）は、同規定の要件に適合するものとみなす。

2 自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であつて車室（運転者が運転者席において自動車の外側線付近の交通状況を確認できるものを除く。以下、本条において同じ。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡の当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 次号に掲げる自動車以外の自動車に備える後写鏡にあつては、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第3改訂版の規則6.1.及び6.3.に限る。）に定める基準。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあつては、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第3改訂版の規則6.1.1.2.(a)、6.1.1.3.及び6.1.1.5.の規定（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のものにあつては規則6.1.1.3.及び6.1.1.5.の規定）に限る。）に定める基準は適用しないものとし、同規則第4改訂版補足第3改訂版の規則6.1.2.4.2.の規定中「1200mm」とあるのは「600mm」と、同規則第4改訂版補足第3改訂版の規則6.3.1.1.の規定中「2m以上」とあるのは「1.8m超」とそれぞれ読み替えるものとする。

二 (略)

3 (略)

4 後方等確認装置及び後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第4項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 第1項の後方等確認装置にあつては、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第3改訂版の規則15.、16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.まで及び16.2.3.に限る。）に定める基準。

二 第2項の後写鏡（カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びに最高速度20km/h未満の自動車に備えるものを除く。）にあつては、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第3改訂版の規則15.に限る。）に定める基準。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあつては、次のとおりとする。

イ 協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第3改訂版の規則12.1.に限る。）に定める基準アイポイントは、別添81「直前直左確認鏡の技術基準」2.2.とすることができる。同別添4.3.のアイポイントの伸び上がり補正を行うことができる。

ロ 協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第3改訂版の規則15.2.4.1.から15.2.4.6.までに限る。）の規定にかかわらず、当該規定に規定する視界範囲を、直接、後方等確認装置若しくは後写鏡又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。

ハ 協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第3改訂版の規則15.2.4.4.に限る。）の規定にかかわらず、同規則15.2.4.2.中「1m」を「2m」に、「5m」を「10m」に読み替えた視界範囲を後方等確認装置若しくは後写鏡又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。

ニ 協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第3改訂版の規則15.2.4.5.及び15.2.4.6.に限る。）の規定にかかわらず、別添81「直前直左確認鏡の技術基準」4.2.で定める視界範囲を確認できる後写鏡を備える自動車（貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が7.5tを超えるものに限る。）は、同規定の要件に適合するものとみなす。

ホ 協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第4改訂版の規則15.2.1.（15.2.1.2.を除く。）を除く。）の規定にかかわらず、同規則2.1.1.3.に定める鏡であつて次のいずれかに該当するものを備える自動車は、同規定の要件に適合するものとみなす。

(1) 協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第4改訂版の規則6.3.2.に限る。）に適合するもの

(2)・(3) (略)

三・四 (略)

5 (略)

6 保安基準第44条第6項及び第7項の障害物を確認できる鏡その他の装置の当該装置による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等及び取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準は、別添81「直前直左確認鏡の技術基準」に定める基準とする。

この場合において、車両総重量が7.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車であつて、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第4改訂版の規則15.2.4.5.及び15.2.4.6.に限る。）に定める要件を満たす自動車は、当該基準に適合するものとみなす。

（乗車定員及び最大積載量）

**第81条** 自動車の乗車定員に関し、保安基準第53条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～五 (略)

六 次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は、当該装置に乗車する小人数を1.5で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。

イ・ロ (略)

ハ 協定規則第44号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第12改訂版の規則4.、6.から8.まで及び15.に限る。）に定める基準に適合する同規則2.1.2.4.2.に規定する装置（専ら年少者が着席するためのものに限る。）を備える自動車

2 (略)

**第2節** 指定自動車等以外の自動車であつて新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目

（軸重等）

**第85条の3** 保安基準第4条の2第1項及び第3項の告示で定めるものは、別添114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」に定める基準（車軸の数が3である牽引自動車を除く。）及び次の各号に掲げる基準に適合する牽引自動車とする。

一 車軸の数が2又は3（駆動軸の数が1であるものに限る。）であること。

二・三 (略)

四 第5輪荷重を有するものであること。

（制動装置）

**第93条** (略)

2・3 (略)

4 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度25km/h以下の自動車及び第6項の自動車を除く。）には、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第4改訂版の規則5.及び6.に限る。）に適合する制動装置を備えなければならない。この場合において、二輪自動車（欧州連

ホ 協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第3改訂版の規則15.2.1.（15.2.1.2.を除く。）を除く。）の規定にかかわらず、同規則2.1.1.3.に定める鏡であつて次のいずれかに該当するものを備える自動車は、同規定の要件に適合するものとみなす。

(1) 協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第3改訂版の規則6.3.2.に限る。）に適合するもの

(2)・(3) (略)

三・四 (略)

5 (略)

6 保安基準第44条第6項及び第7項の障害物を確認できる鏡その他の装置の当該装置による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等及び取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準は、別添81「直前直左確認鏡の技術基準」に定める基準とする。

この場合において、車両総重量が7.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車であつて、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第3改訂版の規則15.2.4.5.及び15.2.4.6.に限る。）に定める要件を満たす自動車は、当該基準に適合するものとみなす。

（乗車定員及び最大積載量）

**第81条** 自動車の乗車定員に関し、保安基準第53条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～五 (略)

六 次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は、当該装置に乗車する小人数を1.5で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。

イ・ロ (略)

ハ 協定規則第44号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第11改訂版の規則4.、6.から8.まで及び15.に限る。）に定める基準に適合する同規則2.1.2.4.2.に規定する装置（専ら年少者が着席するためのものに限る。）を備える自動車

2 (略)

**第2節** 指定自動車等以外の自動車であつて新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目

（軸重等）

**第85条の3** 保安基準第4条の2第1項及び第3項の告示で定めるものは、別添114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」に定める基準及び次の各号に掲げる基準に適合する牽引自動車とする。

一 車軸の数が2であること。

二・三 (略)

（新設）

（制動装置）

**第93条** (略)

2・3 (略)

4 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度25km/h以下の自動車及び第6項の自動車を除く。）には、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第3改訂版の規則5.及び6.に限る。）に適合する制動装置を備えなければならない。この場合において、二輪

合規則168/2013に規定するエンデューロ二輪自動車及びトライアル二輪自動車を除く。)には、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置(協定規則第78号の技術的な要件(同規則第4改訂版附則3の規則9.に限る。))に適合するものに限る。)を備えることとするとともに、次に掲げる制動装置であつてその機能を損なう損傷等のないものは、協定規則第78号の技術的な要件(同規則第4改訂版の規則5.及び6.に限る。)に適合するものとする。

一～三 (略)

5～9 (略)

(高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置)

**第98条** 高圧ガスを燃料とする自動車(第3項、第6項及び第7項の自動車を除く。)の燃料装置の強度、取付方法等に関し、保安基準第17条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～十四 (略)

(削除)

2 (略)

3 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第17条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 ガス容器は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ (略)

ロ 容器再検査を受けたことのあるガス容器 次のいずれかに該当すること

(1)～(3) (略)

(4) 国際相互承認容器細目告示第57条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの

二～五 (略)

4 ガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置の燃料漏れ防止に係る性能等に関し、保安基準第17条第3項の告示で定める基準は次の各号に掲げる基準とする。この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

一 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(乗車定員11人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量が2.8tを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引<sup>けん</sup>自動車を除く。)にあつては、協定規則第137

自動車(欧州連合規則168/2013に規定するエンデューロ二輪自動車及びトライアル二輪自動車を除く。)には、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置(協定規則第78号の技術的な要件(同規則第3改訂版補足第3改訂版附則3の規則9.に限る。))に適合するものに限る。)を備えることとするとともに、次に掲げる制動装置であつてその機能を損なう損傷等のないものは、協定規則第78号の技術的な要件(同規則第3改訂版補足第3改訂版の規則5.及び6.に限る。)に適合するものとする。

一～三 (略)

5～9 (略)

(高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置)

**第98条** 高圧ガスを燃料とする自動車(第3項の自動車を除く。)の燃料装置の強度、取付方法等に関し、保安基準第17条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

ただし、第2号から第14号までの規定は、圧縮天然ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引<sup>けん</sup>自動車を除く。)には適用しない。

一～十四 (略)

十五 圧縮天然ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引<sup>けん</sup>自動車を除く。)は、協定規則第110号の技術的な要件(同規則改訂版17.に限る。)に定める基準に適合するものであること。ただし、圧縮天然ガスを燃料とする燃料装置が協定規則第110号の技術的な要件(同規則改訂版の規則6.4.から6.11.までの規定に限る。)に適合するものであるときは、協定規則第110号の技術的な要件(同規則改訂版の規則17.1.2.に限る。)の規定は適用しない。

2 (略)

3 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第17条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 ガス容器は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ (略)

ロ 容器再検査を受けたことのあるガス容器 次のいずれかに該当すること

(1)～(3) (略)

(4) 国際相互承認容器細目告示第25条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの

二～五 (略)

4 ガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置の燃料漏れ防止に係る性能等に関し、保安基準第17条第3項の告示で定める基準は次の各号に掲げる基準とする。この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

一 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(乗車定員11人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量が2.8tを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引<sup>けん</sup>自動車を除く。)にあつては、協定規則第137

号の技術的な要件（同規則改訂版の附則3に限る。）に定める方法及び別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4.及び3.1.2.6.から3.1.2.8.までに定める方法により試験を行った結果、協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足第2改訂版の規則7.2.1.から7.2.3.までに限る。）に適合すること。

二～五 （略）

5 （略）

6 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第17条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 ガス容器は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ 容器再検査を受けたことのないガス容器 国際相互承認容器細目告示第26条第3号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること

ロ 容器再検査を受けたことのあるガス容器 国際相互承認容器細目告示第57条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されていること

二 燃料装置は、協定規則第110号の技術的な要件（同規則第2改訂版の規則18.（18.1.8.2.、18.1.8.4.、18.3.4.から18.3.6.まで、18.6.、18.7.1.1.、18.7.2.1.、18.7.9.、18.9.2.、18.12.及び18.13.を除く。）に限る。）に定める基準に適合するものであること。ただし、協定規則第110号の技術的な要件（同規則第2改訂版の規則6.1.（配管に係る規定に限る。）並びに規則8.1.及び8.3.から8.11.まで（ガス容器、附属品及び附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。）に限る。）に適合するものであるときは、協定規則第110号の技術的な要件（同規則第2改訂版の規則18.1.2.に限る。）の規定は適用しない。

7 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第17条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 ガス容器は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ 容器再検査を受けたことのないガス容器 国際相互承認容器細目告示第26条第4号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること

ロ 容器再検査を受けたことのあるガス容器 国際相互承認容器細目告示第57条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されていること

二 燃料装置は、協定規則第110号の技術的な要件（同規則第2改訂版の規則18.（18.1.8.1.、18.1.8.4.、18.3.1.から18.3.3.まで、18.5.、18.7.1.（18.7.1.1.を除く。）、18.7.2.（18.7.2.1.を除く。）、18.8.3.、18.8.7.1.、18.9.1.、18.10.3.及び18.10.4.を除く。）に限る。）に定める基準に適合するものであること。ただし、協定規則第110号の技術的な要件（同規則第2改訂版の規則6.1.（配管に係る規定に限る。）並びに規則8.1.及び8.13.から8.22.まで（ガス容器、附属品及び附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。）に限る。）に適合するものであるときは、協定規則第110号の技術的な要件（同規則第2改訂版の規則18.1.2.に限る。）の規定は適用しない。

号の技術的な要件（同規則改訂版の附則3に限る。）に定める方法又は別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4.及び3.1.2.6.から3.1.2.8.に定める方法により試験を行った結果、協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足第2改訂版の規則7.2.1.から7.2.3.までに限る。）に適合すること。

二～五 （略）

5 （略）

（新設）

（新設）

(車枠及び車体)

第100条 (略)

2 車体の外形その他自動車の形状に関し、保安基準第18条第1項第2号の告示で定める基準は、車体の外形その他自動車の形状が、鋭い突起を有し、又は回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこととする。この場合において、次に該当する車枠及び車体は、この基準に適合するものとする。

一 自動車<sup>イ</sup>が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分(タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等)が当該部分の直上の車体(フェンダ等)より車両の外側方向に突出していないもの。この場合において、専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)<sup>ロ</sup>の車枠及び車体であって、協定規則第30号の技術的な要件に適合するタイヤを備えた自動車のもので、かつ、次に掲げるもの<sup>イ</sup>にあつては、タイヤ以外の回転部分に係る部品の改造、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更を行う場合を除き、基準に適合しているものとみなす。

イ 指定自動車等に備えられた車枠及び車体と同一の構造を有し、同一の位置に備えられたものであつて、その機能を損なうおそれのある損傷等のないもの

ロ タイヤの次に掲げる部分以外の部分が直上の車体(フェンダ等)より車両の外側方向に突出していない車枠及び車体

(1) サイドウォール部の文字又は記号がサイドウォール部から突出している部分

(2) サイドウォール部の保護帯及びリブ並びにこれらと構造上一体となつてサイドウォール部から突出している部分(突出量が10mm未満である場合に限る。)

二・三 (略)

3～5 (略)

6 自動車(ボール・トレーラを除く。)の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離(空車状態の自動車を平坦な面に置き巻尺等を用いて車両中心線に平行に計測した長さをいう。以下同じ。)に関し、保安基準第18条第1項第3号の告示で定める基準は、最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が最遠軸距の2分の1(物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあつては3分の2、その他の自動車のうち小型自動車にあつては20分の11)以下であることとする。この場合において、車体には、クレーン車のクレーンブーム又はスキーバスの車室外に設けられた物品積載装置を含み、バンパ、フック、ヒンジ等の附属物を含まないものとし、車軸自動昇降装置付き自動車にあつては、車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態においてそれぞれ計測するものとする。

7～20 (略)

(運転者席)

第105条 運転者席の運転者の視野、物品積載装置等との隔壁等に関し、保安基準第21条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 (略)

(車枠及び車体)

第100条 (略)

2 車体の外形その他自動車の形状に関し、保安基準第18条第1項第2号の告示で定める基準は、車体の外形その他自動車の形状が、鋭い突起を有し、又は回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこととする。この場合において、次に該当する車枠及び車体は、この基準に適合するものとする。

一 自動車<sup>イ</sup>が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分(タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等)が当該部分の直上の車体(フェンダ等)より車両の外側方向に突出していないもの。

(新設)

(新設)

二・三 (略)

3～5 (略)

6 自動車の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離(空車状態の自動車を平坦な面に置き巻尺等を用いて車両中心線に平行に計測した長さをいう。以下同じ。)に関し、保安基準第18条第1項第3号の告示で定める基準は、最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が最遠軸距の2分の1(物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあつては3分の2、その他の自動車のうち小型自動車にあつては20分の11)以下であることとする。この場合において、車体には、クレーン車のクレーンブーム又はスキーバスの車室外に設けられた物品積載装置を含み、バンパ、フック、ヒンジ等の附属物を含まないものとし、車軸自動昇降装置付き自動車にあつては、車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態においてそれぞれ計測するものとする。

7～20 (略)

(運転者席)

第105条 運転者席の運転者の視野、物品積載装置等との隔壁等に関し、保安基準第21条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 (略)

二 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、被牽引自動車並びに道路交<sup>ひん</sup>通法施行令（昭和35年政令第270号）第26条の3の2第1項第7号の規定の適用を受ける自動車を除く。）は、運転者席における運転者のアイポイントを通る水平面のうち当該アイポイントを通る鉛直面より前方の部分には、運転視野を妨げるもの（Aピラー、室外アンテナ、ドアパイザ（他の自動車及び歩行者等が確認できる透明であるものに限る。以下第183条第1項第2号において同じ。）、側面ガラス分割バー、後写鏡、後方等確認装置、窓拭き器、固定型及び可動型のベント並びに保安基準第29条第4項各号に掲げるものを除く。）があつてはならない。この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあつては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあつては、背もたれを鉛直線から後方に25°にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とする。

三・四 （略）

2 （略）

（座席）

第106条 （略）

2～5 （略）

6 衝突等による衝撃を受けた場合における乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能に関し保安基準第22条第3項及び第4項の告示で定める基準は、次の表の左欄に掲げる自動車ごとに、当該自動車に備えられた同表の中欄に掲げる座席の種類に応じ、同表の右欄に掲げる基準とする。この場合において、指定自動車等に備えられている座席及び座席取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの若しくは法第75条の2第1項の規定に基づく型式の指定を受けた座席及び座席取付装置又はこれに準ずる性能を有するものであって、その強度を損なうおそれのある損傷のないもの及び乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準
一 （略）	（略）	（略）
二 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であつて、車両総重量5t以下のもの（次号、第6号及び第8号に掲げるものを除く）	前向き座席（運転者席を除く。）	次のいずれかに掲げる基準 一 （略） 二 協定規則第80号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第2改訂版の規則5、6及び7（7.4を除く。）に限る。以下同じ。）に定める基準
	（略）	（略）
三～八 （略）	（略）	（略）

二 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）は、運転者席における運転者のアイポイントを通る水平面のうち当該アイポイントを通る鉛直面より前方の部分には、運転視野を妨げるもの（Aピラー、室外アンテナ、ドアパイザ（他の自動車及び歩行者等が確認できる透明であるものに限る。以下第183条第1項第2号において同じ。）、側面ガラス分割バー、後写鏡、後方等確認装置、窓拭き器、固定型及び可動型のベント並びに保安基準第29条第4項各号に掲げるものを除く。）があつてはならない。この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあつては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあつては、背もたれを鉛直線から後方に25°にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とする。

三・四 （略）

2 （略）

（座席）

第106条 （略）

2～5 （略）

6 衝突等による衝撃を受けた場合における乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能に関し保安基準第22条第3項及び第4項の告示で定める基準は、次の表の左欄に掲げる自動車ごとに、当該自動車に備えられた同表の中欄に掲げる座席の種類に応じ、同表の右欄に掲げる基準とする。この場合において、指定自動車等に備えられている座席及び座席取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの若しくは法第75条の2第1項の規定に基づく型式の指定を受けた座席及び座席取付装置又はこれに準ずる性能を有するものであって、その強度を損なうおそれのある損傷のないもの及び乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準
一 （略）	（略）	（略）
二 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であつて、車両総重量5t以下のもの（次号、第6号及び第8号に掲げるものを除く）	前向き座席（運転者席を除く。）	次のいずれかに掲げる基準 一 （略） 二 協定規則第80号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足改訂版の規則5、6及び7（7.4を除く。）に限る。以下同じ。）に定める基準
	（略）	（略）
三～八 （略）	（略）	（略）

(座席ベルト等)

**第108条** (略)

2～11 (略)

12 運転者席の運転者に警報する装置の警報性能等に関し保安基準第22条の3第5項の告示で定める基準は、同項の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ同表の下欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルトが装着されていない場合にその旨を運転者席の運転者に警報することとする。この場合において、次の各号に掲げる装置は、この基準に適合しないものとする。

- 一 当該座席の座席ベルトが装着されていない状態で電源を投入したときに、警報を発しない装置
- 二 当該座席の座席ベルトが装着されたときに警報が停止しない装置

三 (略)

13 保安基準第22条の3第5項の告示で定めるものは次に掲げる座席ベルトとする。

- 一 補助座席に備える座席ベルト
- 二 協定規則第16号(同規則第7改訂版の規則2.1.4.に限る。)に定める座席ベルト
- 三 キャンピング車及び霊柩車に備える座席であって運転者席及びこれと並列の座席以外の座席に備える座席ベルト
- 四 高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車、緊急自動車及び患者輸送車に備える座席に備える座席ベルト
- 五 保安基準第22条第3項第1号から第3号まで及び第6号に掲げる座席(同項第2号に掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるもの及び通路に設けられるものを除く。)、幼児用座席並びに座席が回転することにより高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことができる座席に備える座席ベルト

(通路)

**第111条** (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用については、座席の前縁から少なくとも250mmの床面は、専ら座席の用に供する床面とする。

(窓ガラス)

**第117条** (略)

2・3 (略)

4 窓ガラスへの装着、貼り付け、塗装又は刻印に関し、保安基準第29条第4項第6号の告示で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、ドライブレコーダーの前方用カメラ若しくは運転者用カメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を感知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であつて、次に掲げる要件に該当するもの

イ～ハ (略)

三～九 (略)

5～8 (略)

(座席ベルト等)

**第108条** (略)

2～11 (略)

12 運転者席の運転者に警報する装置の警報性能等に関し保安基準第22条の3第5項の告示で定める基準は、第1項の規定により備える運転者席の座席ベルトが装着されていない場合にその旨を運転者席の運転者に警報することとする。この場合において、次の各号に掲げる装置は、この基準に適合しないものとする。

- 一 運転者席の座席ベルトが装着されていない状態で電源を投入したときに、警報を発しない装置
- 二 運転者席の座席ベルトが装着されたときに警報が停止しない装置。ただし、小型自動車又は軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車を除く。)に備える装置であつて電源投入後8秒以内の間に停止するものにあつてはこの限りでない

三 (略)

(新設)

(通路)

**第111条** (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用については、座席の前縁から250mmの床面は、専ら座席の用に供する床面とする。

(窓ガラス)

**第117条** (略)

2・3 (略)

4 窓ガラスへの装着、はり付け、塗装又は刻印に関し、保安基準第29条第4項第6号の告示で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を感知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であつて、次に掲げる要件に該当するもの

イ～ハ (略)

三～九 (略)

5～8 (略)

(自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置)

第119条 (略)

2～5 (略)

6 自動車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第31条第7項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

(削除)

一 (略)

二 排気管は、車室内に配管されていないこと。

三 排気管は、接触、発散する排気ガス等により自動車(当該自動車<sup>けん</sup>が牽引する被牽引自動車<sup>けん</sup>を含む)若しくはその積載物品が発火し又は制動装置の機能を阻害するおそれのないものであること。なお、排気管の取付けが確実でないもの又は損傷しているものはこの基準に適合しないものとする。

(緊急制動表示灯)

第139条の2 (略)

2 (略)

3 緊急制動表示灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第41条の4第4項の告示で定める基準は、次のとおりとする。この場合において、緊急制動表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。

一～五 (略)

六 緊急制動表示灯は、自動車が50km/hを超える速度で走行中であり、かつ、制動装置による次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の入力がある場合にのみ作動するものであること。

イ (略)

ロ 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件(同規則第4改訂版の規則5.1.15.に限る。)

七 緊急制動表示灯は、次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の制動装置による入力が停止した場合及び非常点滅表示灯が作動した場合に、その作動を自動的に停止するものであること。

イ (略)

ロ 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件(同規則第4改訂版の規則5.1.15.に限る。)

八・九 (略)

4 (略)

(自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置)

第119条 (略)

2～5 (略)

6 自動車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第31条第7項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 排気管は、左向き又は右向きに開口していないこと。なお、排気管の開口部であって、車両中心線を含む鉛直面に対して左向き又は右向きに30°を超えない傾きを有し、発散するガスが他の交通に悪影響を及ぼすおそれがないと認められるものはこの基準に適合するものとする。

二 (略)

三 排気管は、車室内に配管されていないこと。なお、排気管の取付けが確実でないもの又は損傷しているものはこの基準に適合しないものとする。

四 排気管は、接触、発散する排気ガス等により自動車(当該自動車<sup>けん</sup>が牽引する被牽引自動車<sup>けん</sup>を含む)若しくはその積載物品が発火し又は制動装置の機能を阻害するおそれのないものであること。

(緊急制動表示灯)

第139条の2 (略)

2 (略)

3 緊急制動表示灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第41条の4第4項の告示で定める基準は、次のとおりとする。この場合において、緊急制動表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。

一～五 (略)

六 緊急制動表示灯は、自動車が50km/hを超える速度で走行中であり、かつ、制動装置による次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の入力がある場合にのみ作動するものであること。

イ (略)

ロ 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件(同規則第3改訂版補足第3改訂版の規則5.1.15.に限る。)

七 緊急制動表示灯は、次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の制動装置による入力が停止した場合及び非常点滅表示灯が作動した場合に、その作動を自動的に停止するものであること。

イ (略)

ロ 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件(同規則第3改訂版補足第3改訂版の規則5.1.15.に限る。)

八・九 (略)

4 (略)

(その他の灯火等の制限)

**第140条** (略)

2 (略)

3 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。

一～四 (略)

五 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の方向幕灯及び行先等を連続表示する電光表示器

六 (略)

七 その構造が次のいずれかに該当する作業灯その他の走行中に使用しない灯火

イ 運転者席で点灯できない灯火

ロ 運転者席において点灯状態を確認できる装置を備えたもの(走行装置に動力を伝達することができる状態においてのみ点灯できる構造を有するものを除く。)

八・九 (略)

4・5 (略)

6 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火または光度が増減する灯火(色度に変化することにより視感度に変化する灯火を含む。)を備えてはならない。

一～十七 (略)

十八 路線を定めて定期に運行する一般乗合旅客自動車運送事業用自動車及び一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える旅客が乗降中であることを後方に表示する電光表示器

十九～二十一 (略)

7～13 (略)

(車線逸脱警報装置)

**第145条の2** (略)

2 (略)

3 保安基準第43条の6の告示で定める自動車は、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であつて車両前部に特殊な装備を有する自動車とする。

(後写鏡等)

**第146条** 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)に備える後方等確認装置の運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第1項ただし書の告示で定める基準は、協定規則第46号の技術的な要件(同規則第4改訂版補足第4改訂版の規則6.2.(6.2.1.3.を除く。)、6.3.及び16.(16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.まで及び16.2.3.を除く。)に限る。)に定める基準とする。

2～4 (略)

5 後方等確認装置及び後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第4項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 第1項の後方等確認装置にあつては、次に定める基準

イ (略)

ロ 協定規則第46号の技術的な要件(同規則第4改訂版補足第4改訂版の規則15.、16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.まで及び16.2.3.に限る。)に定める基準に適合すること。

二・三 (略)

6～12 (略)

(その他の灯火等の制限)

**第140条** (略)

2 (略)

3 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。

一～四 (略)

五 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の方向幕灯

六 (略)

七 その構造が次のいずれかに該当する作業灯その他の走行中に使用しない灯火

イ 運転者席で点灯できない灯火

ロ 運転者席において点灯状態を確認できる装置を備えたもの

八・九 (略)

4・5 (略)

6 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火または光度が増減する灯火(色度に変化することにより視感度に変化する灯火を含む。)を備えてはならない。

一～十七 (略)

十八 路線を定めて定期に運行する一般乗合旅客自動車運送事業用自動車及び一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える乗客が乗降中であることを後方に表示する電光表示器

十九～二十一 (略)

7～13 (略)

(車線逸脱警報装置)

**第145条の2** (略)

2 (略)

(新設)

(後写鏡等)

**第146条** 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)に備える後方等確認装置の運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第1項ただし書の告示で定める基準は、協定規則第46号の技術的な要件(同規則第4改訂版補足第3改訂版の規則6.2.(6.2.1.3.を除く。)、6.3.及び16.(16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.まで及び16.2.3.を除く。)に限る。)に定める基準とする。

2～4 (略)

5 後方等確認装置及び後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第4項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 第1項の後方等確認装置にあつては、次に定める基準

イ (略)

ロ 協定規則第46号の技術的な要件(同規則第4改訂版補足第3改訂版の規則15.、16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.及び16.2.3.に限る。)に定める基準に適合すること。

二・三 (略)

6～12 (略)

(乗車定員及び最大積載量)

第159条 自動車の乗車定員に関し、保安基準第53条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～五 (略)

六 次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は、当該装置に乗車する小人数を1.5で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。

イ・ロ (略)

ハ 協定規則第44号の技術的な要件(同規則第4改訂版補足第12改訂版の規則4、6から8まで及び15.に限る。)に定める基準に適合する同規則2.1.2.4.2.に規定する装置(専ら年少者が着席するためのものに限る。)を備える自動車

2 (略)

第3節 使用の過程にある自動車の保安基準の細目

(軸重等)

第163条の3 保安基準第4条の2第1項及び第3項の告示で定めるものは、別添114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」に定める基準(車軸の数が3である牽引自動車を除く。)及び次の各号に掲げる基準に適合する牽引自動車とする。

一 車軸の数が2又は3(駆動軸の数が1であるものに限る。)であること。

二・三 (略)

四 第5輪荷重を有するものであること。

(操縦装置)

第168条

2 (略)

表1 (略)

表2

識別対象装置	識別表示(注17)	照明	色
(略)	(略)	(略)	(略)
すれ違い用前照灯(点灯)のテルテール	 (注4、注10及び注15)	—	緑
(略)	(略)	(略)	(略)
車幅灯の操作装置	 (注4及び注15)	不要	—
車幅灯のテルテール(注9)		—	緑
(略)	(略)	(略)	(略)

(乗車定員及び最大積載量)

第159条 自動車の乗車定員に関し、保安基準第53条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～五 (略)

六 次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は、当該装置に乗車する小人数を1.5で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。

イ・ロ (略)

ハ 協定規則第44号の技術的な要件(同規則第4改訂版補足第11改訂版の規則4、6から8まで及び15.に限る。)に定める基準に適合する同規則2.1.2.4.2.に規定する装置(専ら年少者が着席するためのものに限る。)を備える自動車

2 (略)

第3節 使用の過程にある自動車の保安基準の細目

(軸重等)

第163条の3 保安基準第4条の2第1項及び第3項の告示で定めるものは、別添114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」に定める基準及び次の各号に掲げる基準に適合する牽引自動車とする。

一 車軸の数が2であること。

二・三 (略)

(新設)

(操縦装置)

第168条 (略)

2 (略)

表1 (略)

表2

識別対象装置	識別表示(注17)	照明	色
(略)	(略)	(略)	(略)
すれ違い用前照灯(点灯)のテルテール	 (注4及び注10)	—	緑
(略)	(略)	(略)	(略)
車幅灯の操作装置	 (注4)	不要	—
車幅灯のテルテール(注9)		—	緑
(略)	(略)	(略)	(略)

3 (略)

表3・表4 (略)

4 (略)

(高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置)

**第176条** 高圧ガスを燃料とする自動車(第3項、第5項及び第6項の自動車を除く。)の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第17条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～十四 (略)

2 (略)

3 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第17条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 ガス容器は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ (略)

(1)～(4) (略)

(5) 国際相互承認容器細目告示第26条第3号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの

ロ 容器再検査を受けたことのあるガス容器 次のいずれかに該当すること

(1)～(3) (略)

(4) 国際相互承認容器細目告示第57条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの

二～五 (略)

4 (略)

5 圧縮天然ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)は次に掲げる基準に適合すること。

一 ガス容器は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ 容器再検査を受けたことのないガス容器 国際相互承認容器細目告示第26条第3号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。

ロ 容器再検査を受けたことのあるガス容器 国際相互承認容器細目告示第57条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。

二 ガス容器及び配管等(ガスの流路の構成部品であって、原動機、ガス容器及び容器附属品を除く部分をいう。以下この条において同じ。)の取付部に緩み又は損傷が無いこと。

三 配管等は、ガス容器のガス充填圧力の1.5倍の圧力に耐えるものであること。この場合において、配管等に圧力がかかった状態において、高圧部から原動機に至るまでの配管等の確認可能な箇所においてガス検知器又は検知液(石けん水等)を用いてガス漏れの検知を行いガス漏れが検知されないものは、この基準に適合するものとみなす。

四 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車にあつては、協定規則第110号の技術的な要件(同規則第2改訂版の規則18.1.8.1.及び18.1.8.3.に限る。)に適合すること。

3 (略)

表3・表4 (略)

4 (略)

(高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置)

**第176条** 高圧ガスを燃料とする自動車(第3項の自動車を除く。)の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第17条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～十四 (略)

2 (略)

3 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第17条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 ガス容器は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ (略)

(1)～(4) (略)

(5) 国際相互承認容器細目告示第11条第3号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの

ロ 容器再検査を受けたことのあるガス容器 次のいずれかに該当すること

(1)～(3) (略)

(4) 国際相互承認容器細目告示第25条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの

二～五 (略)

4 (略)

(新設)

五 ガス容器は、車体外に取り付けるものを除き、座席又は立席のある車室と気密な隔壁で仕切られ、車体外との通気が十分な場所に取り付けられており、かつ、次に掲げる基準に適合すること。

イ ガス容器格納室（ガス容器又はガス容器のバルブ及び安全弁等が固定されたコンテナケースをいう。以下同じ。）の換気がタイヤハウス内、排気管その他の熱源に向けて行われていないこと。

ロ ガス容器格納室及び通気ダクトの取付部に緩み又はその機能を損なう損傷がないこと。

六 ガス容器及び配管等は、損傷を受けるおそれのある部分が適なおおいで保護されており、かつ、そのおおいに機能を損なう損傷又は故障がないこと。

七 ガス容器及び配管等の防熱装置又はおおいその他の適当日よけにその機能を損なう損傷がないこと。

八 次に掲げる装置であってその機能を損なうおそれがある損傷のないものは第2号及び第5号から第7号までに定める基準に適合するものとする。

イ 指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの

ロ 法75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置又はこれに準ずる性能を有する燃料装置

ハ 新規検査、予備検査又は構造等変更検査の際に提示のあった燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの

6 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引<sup>けん</sup>自動車を除く。）は次に掲げる基準に適合すること。

一 ガス容器は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ 容器再検査を受けたことのないガス容器 国際相互承認容器細目告示第26条第4号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。

ロ 容器再検査を受けたことのあるガス容器 国際相互承認容器細目告示第57条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。

二 ガス容器及び配管等の取付部に緩み又は損傷が無いこと。

三 配管等は、ガス容器のガス充填圧力の1.5倍の圧力に耐えること。この場合において、この基準に適合しないおそれがあるときは、配管等に圧力がかかった状態において、高圧部から原動機に至るまでの配管等の確認可能な箇所においてガス検知器又は検知液（石けん水等）を用いてガス漏れの検知を行いガス漏れがないものは、この基準に適合するものとみなす。

四 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車にあつては、協定規則第110号の技術的な要件（同規則第2改訂版の規則の規則18.1.8.2.及び18.1.8.3.に限る。）に適合すること。

五 ガス容器及び配管等は、損傷を受けるおそれのある部分が適なおおいで保護されており、かつ、そのおおいに機能を損なう損傷又は故障がないこと。

六 ガス容器及び配管等の防熱装置又はおおいその他の適当日よけにその機能を損なう損傷がないこと。

(新設)

七 次に掲げる装置であつてその機能を損なうおそれがある損傷のないものは第2号、第5号及び第6号に定める基準に適合するものとする。

イ 指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの

ロ 法75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置又はこれに準ずる性能を有する燃料装置

ハ 新規検査、予備検査又は構造等変更検査の際に提示のあった燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの

(車枠及び車体)

第178条 (略)

2 車体の外形その他自動車の形状に関し、保安基準第18条第1項第2号の告示で定める基準は、車体の外形その他自動車の形状が、鋭い突起を有し、又は回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこととする。この場合において、次に該当する車枠及び車体は、この基準に適合するものとする。

一 自動車<sup>が直進姿勢をとつた場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分(タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等)が当該部分の直上の車体(フェンダ等)より車両の外側方向に突出していないもの。</sup>この場合において、専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)の車枠及び車体であつて、協定規則第30号の技術的な要件に適合するタイヤを備えた自動車のもので、かつ、次に掲げるものにあつては、タイヤ以外の回転部分に係る部品の改造、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更を行う場合を除き、基準に適合しているものとみなす。

イ 指定自動車等に備えられた車枠及び車体と同一の構造を有し、同一の位置に備えられたものであつて、その機能を損なうおそれのある損傷等のないもの

ロ タイヤの次に掲げる部分以外の部分の直上の車体(フェンダ等)より車両の外側方向に突出していない車枠及び車体

- (1) サイドウォール部の文字又は記号がサイドウォール部から突出している部分
- (2) サイドウォール部の保護帯及びリブ並びにこれらと構造上一体となつてサイドウォール部から突出している部分(突出量が10mm未満である場合に限る。)

二・三 (略)

3～5 (略)

6 自動車(ボール・トレーラを除く。)の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離(空車状態の自動車を平坦な面に置き巻尺等を用いて車両中心線に平行に計測した長さをいう。以下同じ。)に関し、保安基準第18条第1項第3号の告示で定める基準は、最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が最遠軸距の2分の1(物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあつては3分の2、その他の自動車のうち小型自動車にあつては20分

(車枠及び車体)

第178条 (略)

2 車体の外形その他自動車の形状に関し、保安基準第18条第1項第2号の告示で定める基準は、車体の外形その他自動車の形状が、鋭い突起を有し、又は回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこととする。この場合において、次に該当する車枠及び車体は、この基準に適合するものとする。

一 自動車<sup>が直進姿勢をとつた場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分(タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等)が当該部分の直上の車体(フェンダ等)より車両の外側方向に突出していないもの</sup>

(新設)

(新設)

二・三 (略)

3～5 (略)

6 自動車の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離(空車状態の自動車を平坦な面に置き巻尺等を用いて車両中心線に平行に計測した長さをいう。以下同じ。)に関し、保安基準第18条第1項第3号の告示で定める基準は、最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が最遠軸距の2分の1(物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあつては3分の2、その他の自動車のうち小型自動車にあつては20分の1)以下であることとする。